

綾部市過疎地域持続的発展計画
(2026（令和8）～2030（令和12）年度)

2026（令和8）年
京 都 府 綾 部 市

内容

1 基本的な事項	1
(1) 綾部市の概要	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続発展のための基本目標	6
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7) 計画期間	7
(8) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	7
2 移住・定住・地域間交流の促進	8
(1) 移住・定住の促進	8
(2) 地域間交流の促進	8
(3) 他市町との連携	9
(4) 計画	9
(5) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	10
3 産業の振興	10
(1) 農林業・内水面漁業	10
(2) 商工業・就業	13
(3) 観光	14
(4) 公園	15
(5) 計画	15
(6) 産業振興促進事項	16
(7) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	16
4 地域における情報化	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	17
(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	17

5	交通施設の整備、交通手段の確保	17
(1)	道路	17
(2)	交通	18
(3)	計画	19
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	20
6	生活環境の整備	20
(1)	上水道事業	20
(2)	下水道事業	21
(3)	廃棄物処理	21
(4)	斎場・共葬墓地	22
(5)	防災	22
(6)	消防	23
(7)	交通安全・防犯	24
(8)	住環境	25
(9)	計画	26
(10)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	27
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	27
(1)	子育て環境の確保	27
(2)	高齢者等の保健及び福祉	28
(3)	その他福祉	29
(4)	計画	30
(5)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	30
8	医療の確保	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	31
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	32
9	教育の振興	32
(1)	幼稚園・学校教育	32
(2)	社会教育	33

(3)	スポーツ	34
(4)	計画	35
(5)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	35
10	集落の整備	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	36
(3)	計画	36
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	36
11	地域文化の振興等	36
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	37
(3)	計画	37
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	37
12	再生可能エネルギーの利用の推進	37
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	38
(3)	計画	38
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	38
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） ..		39

1 基本的な事項

(1) 綾部市の概要

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件

綾部市は、京都府のほぼ中央、東経 135 度 15 分、北緯 35 度 17 分の位置にあり、中国山脈の余波を受けた丹波高原の中にあつて、市街地を清流由良川が貫流し、日本海に注ぐ山紫水明の盆地で、平和と歴史・文化に彩られた田園都市である。そして、美しい自然環境や豊かな里山・田園と農村の暮らし、行政・商業・交通等の都市機能を備えた市街地、ものづくりを中心とする多様な産業が集積しており、様々な機能や特性がバランスよく備わっている。

また、強い郷土愛や高い文化度、温厚で粘り強い市民性、加えて「郡是」の創業や「大本」の開教、日本初の世界連邦都市宣言などにみられる進取の気質、連綿と受け継がれてきた地域の伝統行事など、多くの有形無形の歴史的・文化的資産を有している。

近年、田舎暮らしやスローライフへの志向の高まりを受け、過疎により存続が危ぶまれる集落を「水源の里」と名付け、その美しい地域を支え合い、活性化していくことが、人の生命維持に欠かせない水と空気を供給し、環境・国土保全の最前線を守るためにも必要であることを全国に発信し続けている。

そして、交通においても、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、また、J R 山陰本線と J R 舞鶴線が市域で交差する要衝地であり、京阪神をはじめとした周辺地域との交流・物流の拠点となっている。こうした京阪神地域や日本海地域からの良好なアクセス環境に加え、国際貿易港である京都舞鶴港の後背地に位置するという地の利の活用により、今後も綾部市の求心力が高まる可能性を有している。

② 過疎の状況

綾部市の人口は、1950（昭和 25）年の市制施行時をピークに年々減少し、国勢調査では、1980（昭和 55）年に 42,552 人であったが、2020（令和 2）年には 31,846 人となり、約 25.2%の減少となっている。

過疎化の主な要因は、1955（昭和 30）年以降、高度経済成長期における第 1 次産業の衰退により、第 2 次産業、第 3 次産業への就労転換が進み農村部から都市部への人口流出に加え、高等学校等卒業後に地域を離れる若者が多く、帰郷に至らない場合が多いこと、出生率の低下などが考えられる。また、財政力指数（過去 3 か年平均）は 0.51（平成 30 年～令和 2 年の数値。過疎地域とみなす要件の基準は 0.51 以下）と財政基盤は脆弱である。

国内の人口減少が進行する中、綾部市における人口は、自然動態が増加に転じることは極めて困難であるが、国が進める「地方創生 2.0」において、関係人口を広げるため都市と地方に拠点を置いて行き来する二地域居住への関心が高まるなど、人々のライフ・スタイルや意識の変化により、田園回帰の流れも高まっていることから、移住・定住施策をはじめ地域資源や地域の個性を生

かした各施策を展開することで社会動態を増加につなげる必要がある。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、京都府の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向性

綾部市は、由良川の自然を生かした桑栽培と養蚕業が盛んに行われていたことから、1896（明治 29）年に蚕糸業として現在のグンゼ株式会社が設立され、製糸機械製造のための機械工業も盛んに行われて現在のものづくり産業の礎となった。また、工業団地（綾部工業団地、綾部市工業団地）を中心に産業が集積し、繊維産業から発展した機械器具製造業等の地場産業、精密電子部品の工場が立地し、雇用の場が形成されている。

今後は、第 1 次産業従事者の高齢化と後継者・担い手不足等により、産業構造の変化が推測される中、過疎地域の特性である農林資源を生かすことが地域振興に不可欠であるため、農林業の成長産業化を促進するとともに、農林業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための政策に取り組み、持続可能な地域農林業の仕組みづくりを推進する。

その他の産業についても、相互の連携を密にした振興策を推進し、経営基盤の強化などの振興を図る。

さらに、京都府と緊密な連携を図り、京都府総合計画における中丹地域振興計画の位置づけにもあるように、京都舞鶴港・高速道路網等の社会基盤を生かした物流関連機関などの立地を促進するため、国や京都府との連携による道路整備や誘致企業の開拓を進めるとともに、テレワークなど新しい働き方を活用する企業を支援することで、心つながる田舎の魅力と都市機能の両方を享受し、里山・まちを舞台に求める暮らしが実現できる地域を目指す。

（２）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

綾部市の人口は、1980（昭和 55）年では、42,552 人であったが、2020（令和 2）年には 31,846 人と約 25.2%減少している。また、若年者比率は減少が続き、10.3%となっており、高齢者比率は 38.7%と増加が続いている。人口減少及び少子高齢化が顕著に表れ、喫緊の課題となっている。

人口は、1950（昭和 25）年が 54,055 人でピークとなっており、その後は現在まで減少を続け、2025（令和 7）年 3 月には推計人口が 29,985 人となり、初めて 3 万人を割っている。一方で、移住・定住促進施策等により、2022（令和 4）年から 4 年連続で社会動態がプラスとなっている。

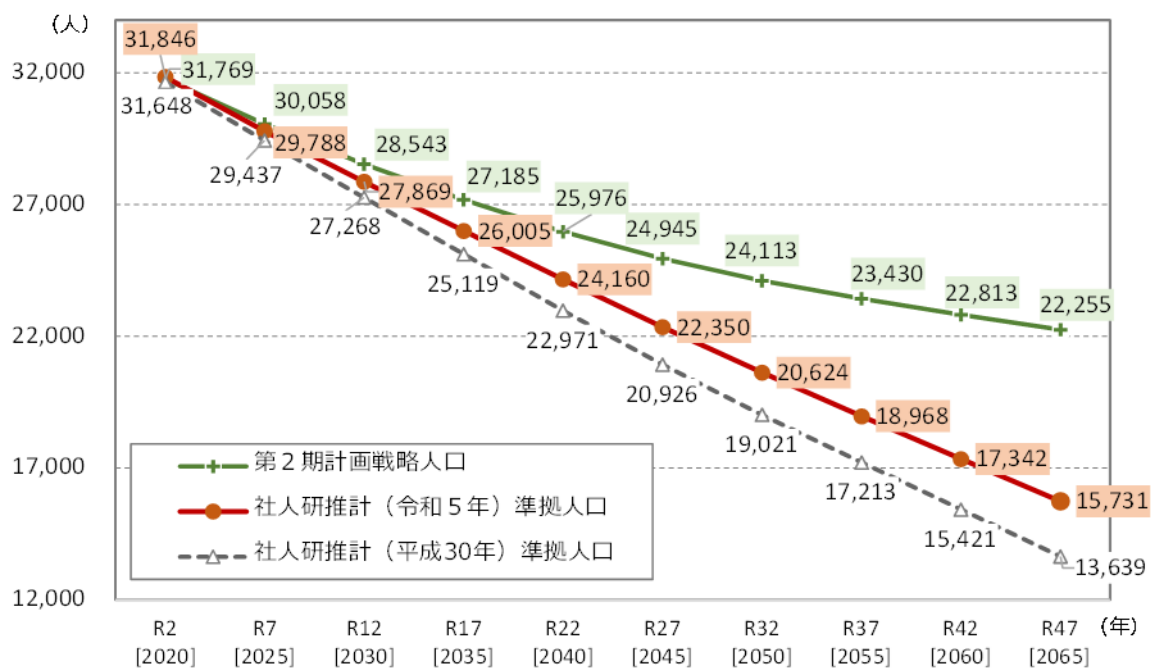
表 1－1（１） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	42,552	40,595	△4.6%	37,755	△7.0%	33,821	△10.4%	31,846	△5.8%
0歳～14歳	9,106	6,915	△24.1%	4,918	△28.9%	3,910	△20.5%	3,462	△11.5%
15歳～64歳	26,572	25,224	△5.1%	21,230	△15.8%	17,349	△18.3%	15,767	△9.1%
うち15歳～29歳(a)	6,258	6,094	△2.6%	4,730	△22.4%	3,596	△24.0%	3,274	△9.0%
65歳以上(b)	6,866	8,443	23.0%	11,492	36.1%	12,448	8.3%	12,313	△1.1%
(a)／総数 若年者比率	14.7%	15.0%	—	12.5%	—	10.6%	—	10.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.1%	20.8%	—	30.4%	—	36.8%	—	38.7%	—

※不詳が昭和 55 年 8 人、平成 2 年 13 人、平成 17 年 115 人、平成 27 年 114 人、令和 2 年 304 人あるため総数と内訳が不一致

表 1－1（２） 人口の見通し

「第 2 期綾部市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」人口推移



※準拠人口…国立社会保障・人権問題研究所推計準拠人口（推計）

戦略人口…人口減少対策による人口減少抑制効果

② 産業の動向

綾部市における産業分類別就業人口比率は、1960（昭和 35）年では第 1 次産業が 50.1%、第 2 次産業は 23.5%、第 3 次産業は 26.3%となっていた。1990（平成 2）年には、第 1 次産業が 18.6%、第 2 次産業は 39.5%、第 3 次産業は 42.0%となり、就業人口比率が大きく変化した。

その後も、第1次産業は減少し、2020（令和2）年では7.7%となっている。また、第2次産業も1990（平成2）年以降減少に転じ、2020（令和2）年では32.2%となっている。一方、第3次産業は年々増加し、2020（令和2）年では60.2%となっており、第3次産業への就業構造の変化は今後も続くものと思われる。

（3）行財政の状況

① 行財政の状況

綾部市の財政状況は、各種事業の見直しや一般行政経費の節減、地方債残高の縮減などの取組により、健全化判断比率が4指標とも基準の範囲内となっており、健全性を維持している。

しかし、2020（令和2）年度の歳入においては、自主的に収入を確保することができる市税などの自主財源の割合が28%程度、国から交付される地方交付税などの依存財源の割合が72%程度であり、国の動向に大きな影響を受ける財政構造となっている。

また、歳出においては、少子高齢化の進行などにより、社会保障関係経費が増加傾向にあるとともに、人件費、扶助費、公債費など義務的経費の増加、公共施設の老朽化による維持更新経費の増加など、極めて厳しい状況が続くものと予想される。

このような状況の中、今後においても、歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るとともに、第6次綾部市総合計画に基づき、効率的・効果的で持続可能な財政運営を行う。

表1－2（1） 市財政の状況

（千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	16,755,709	16,795,436	20,589,483
一般財源	9,953,596	10,030,851	10,195,726
国庫支出金	2,371,099	1,897,953	6,189,161
都道府県支出金	1,564,368	1,878,799	1,866,794
地方債	1,210,300	1,161,800	1,107,200
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	1,656,346	1,826,033	1,230,602
歳出総額 B	16,541,149	16,752,439	20,525,429

義務的経費	7,560,494	7,821,429	7,994,243
投資的経費	2,259,329	2,165,302	1,716,130
うち普通建設事業	2,259,329	1,754,955	1,606,205
その他	6,721,326	6,765,708	10,815,056
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A－B)	214,560	42,997	64,054
翌年度へ繰り越すべき財源 D	144,777	36,088	25,306
実質収支 C－D	69,783	6,909	38,748
財政力指数	0.509	0.476	0.512
公債費負担比率 (%)	14.4	10.2	5.6
起債制限比率 (%)	11.6	8.4	4.8
経常収支比率 (%)	84.0	87.7	93.5
地方債現在高	13,344,669	13,330,451	14,351,922

表 1－2 (2) 健全化判断比率

(%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率 (3 か年平均)	17.6	12.1	9.1
将来負担比率	65.2	77.5	113.8

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字が発生した場合にのみ算出

② 公共施設等の整備状況

公共施設等の整備は、過疎地域の活性化という面からも大きな投資効果があるが、費用対効果の十分な検討と既存施設の有効利用を図りつつ、住民サービスの確保、地域バランスを考慮しながら、綾部市公共施設等総合管理計画に基づき、限られた財源の有効活用により施策を推進していく。

表 1－2（3） 主要公共施設等の整備状況

区分	市全体				
	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道改良率					
改良率（％）	—	—	41.4	45.8	47.5
舗装率（％）	—	—	89.3	91.3	91.8
農道延長（m）	678,254	653,511	651,103	644,871	641,047
耕地1ha当たり農道延長（m）	215.3	217.1	230.1	236.2	251.4
林道延長（m）	161,685	173,002	160,788	162,846	162,846
林野1ha当たり林道延長（m）	6.1	6.5	6.1	6.2	6.2
水道普及率（％）	66.3	72.1	77.6	82.1	98.5
水洗化率（％）	—	—	18.8	55.6	76.0
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	—	3.7	3.9	5.7	6.4

（4）地域の持続的発展の基本方針

京都府が定める過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、綾部市の総合計画や地方創生総合戦略に沿って取組を推進する。

① まちづくりの基本方針

2026（令和8）年に、第6次綾部市総合計画後期基本計画を策定し、ふるさと綾部を守るため、新たな取組に積極的にチャレンジし、未来を拓くための様々な施策を総合的に展開することで、綾部市の目指す将来都市像「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち...綾部」の実現を目指す。

② まち・ひと・しごとの創生

2025（令和7）年に、綾部市創生総合戦略を策定し、人口減少の「緩和策」や人口減少社会への「適応策」を講じるとともに、デジタル技術の活用やジェンダーギャップの解消、多文化共生の実現、ゼロカーボンシティの取組を更に推進することにより、持続可能なまちづくりを目指す。

（5）地域の持続発展のための基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に向けて、人口、財政力、その他持続可能なまちづくりの観点から、綾部市創生総合戦略に基づき、以下のとおり4つの基本戦略に掲げられた目標に向け、具体的な取組を推進する。

I 選ばれるものづくり拠点と里山・農村資源を活用した産業の振興による

多様な就業機会の創出

- ・選ばれるものづくり拠点と里山・農村資源を活用した産業の振興により、多様な就業機会を創出することで、しごとをつくり、安心して働けるようにする。

Ⅱ 「住みたくなる」綾部に向けた交流・定住促進

- ・「住みたくなる」綾部に向けた交流・定住促進と住環境整備を通じて、綾部市への新しいひとの流れをつくる。

Ⅲ 結婚・妊娠・出産・子育てが安心してできる社会づくり

- ・自然環境豊かな綾部、生まれ育ったふるさと綾部で人それぞれが希望する「結婚・出産・子育て」ができる環境づくりを行うことにより、「子どもを産み、育てやすい綾部」で生まれ育つ子どもの数の増加を目指す。
- ・子どもたちが綾部で育つことに誇りと自信を持ち、将来に夢を持って生きていけるように、家庭・地域社会・関係機関等と連携し、綾部市の特色ある教育を推進する。

Ⅳ 多様な連携とまちなか・農村集落活性化による心豊かに安心して暮らせるまちづくり

- ・人口減少時代の中で安全・安心な暮らしを守るために、地域と地域の連携など新しいネットワーク型の自治によるまちづくりを目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における目標等については、綾部市創生総合戦略に基づいて規定している。

そのため、本計画の達成状況評価について、庁内で組織する綾部市創生推進本部会議及び外部有識者等で組織する綾部市創生有識者会議において毎年評価・検証を実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、2026（令和8）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までの5か年とする。

(8) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

綾部市では、長期的な視点に立って、総合的かつ計画的な管理による公共施設の有効活用や最適配置を実現するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、2026（令和8）年7月に綾部市公共施設等総合管理計画を策定した。この計画では、持続可能なまちづくりや行財政運営を目指して公共施設マネジメントの取組を推進していくこととしており、基本方針を次のとおり定めている。

方針1 施設保有量・施設配置の最適化

方針2 計画的保全による長寿命化の推進

方針 3 安全・安心で快適な利用・サービスの確保

方針 4 地域の特性・特色やまちづくりと連動したマネジメントの推進

本計画に規定する過疎地域対策事業については、綾部市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、効率的・効果的に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進

(1) 移住・定住の促進

① 現況と問題点

定住相談のワンストップ窓口として定住サポート総合窓口を設置した。空き家を定住促進の貴重なツールとして、空き家バンク事業を実施し住まいの供給を行っている。また、情報発信等、市と市民・自治会・企業等が協力し、オールあやべで移住・定住施策に取り組んでいる。

移住希望者が増えている一方で、供給する空き家が不足しているため、空き家の掘り起こし等空き家バンクの登録を促進する必要がある。

人口増加と地域の活性化を促進するため、市民のやる気を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、IターンだけでなくUターンの促進を図る必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

田園回帰の流れに対応するため、幅広い年齢層の定住希望者への宅地・住宅の供給促進を図るとともに、国や京都府と連携し、移住・定住の促進を図り、美しい里山・田園の中で持続可能な地域づくりに努める。

〈目標に向けた方策〉

- ・あやべ定住サポート総合窓口等の充実
- ・水源の里の活性化
- ・情報発信の充実

(2) 地域間交流の促進

① 現況と問題点

綾部市では、廃校を活用した里山交流研修センターを拠点に里山ねっと・あやべが 2000（平成 12）年から都市農村交流に取り組み、関西におけるグリーンツーリズムの先駆けとして注目されてきた。また、農家民宿などもこの頃から徐々に増え、今では都市住民に綾部の魅力を伝えるための重要な交流資源となっている。さらには京都府や近隣市町との広域連携の中で取り組む森の京都事業の効果もあり、コロナ禍以前の 2017(平成 29)年度から 2019（令和元）年度には里山ねっと・あやべの交流人口が平均で 4,000 人を数えていた。

しかしながら、全国的にグリーンツーリズムや移住・定住に取り組む市町村が増え、競争が激化している。また、都市住民のニーズも徐々に多様化してきたことに加え、コロナ禍をきっかけに普及したテレワークやコワーキングなど新たな生活様式への対応も求められるようになり、2021（令和3）年度の里山ねっと・あやべの交流人口は1,201人と過去最少となった。コロナ禍以降は、徐々に農村都市交流事業を再開し、2024（令和6）年度には2,759人とコロナ禍以前の水準に近づきつつある。

こうした社会情勢の変化に対応し再び綾部市が競争力を持ち、都市住民から選ばれる地域となるために機能の充実を図っていく必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

田園回帰の潮流の中で、地方移住への関心の高まりを好機と捉え、農村と都市との交流の推進による関係人口の増加を図る。

〈目標に向けた方策〉

- ・農村都市交流の推進
- ・地域間交流の推進

（3）他市町との連携

① 現況と問題点

若い世代が都市部へ流出する一方、老年人口は増加し、人口減少と高齢化が進む中、京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）による「京都府北部地域連携都市圏」により、スケールメリットを生かした取組を行うことによって、行政サービスを向上させ、圏域全体として必要な生活機能や利便性の向上を図ってきた。

今後、更なる人口減少・高齢化が進む中、各自治体が単独で全ての機能を維持・確保していくことが困難になると予想される。

② その対策

〈目指す目標〉

広域連携の充実・強化などを推進し、効率的かつ効果的な行政運営を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・広域行政の推進

（4）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	○水源の里活性化事業 集落の再生と活性化を目的とする事業等を実施	綾部市
		○移住立国プロジェクト事業 移住・定住に対する市全体の協力体制の強化と移住候補地としての情報発信を強化	綾部市
		○中学生みらい会議事業 ふるさと教育を通じて綾部の良さを学ぶことで、Uターン就職や定住を促進	綾部市
		○空き家登録促進事業 市内の宅地建物取引業者と連携して空き家バンクへの登録を促進	綾部市
		○定住サポート拡充事業 あやべ定住サポート総合窓口のサテライトオフィスの運営や各種セミナーを実施	綾部市
		○あやべ3040成人式開催事業 Uターン促進、地域経済の活性化のため、30歳及び40歳の成人式開催に対する補助	綾部市
		○新婚生活支援事業 希望年齢で結婚ができる環境づくりのため、新生活のスタートアップを支援	綾部市
		○農村都市交流活性化事業 農村都市交流の促進を図るため、地域おこし協力隊を配置	綾部市
		○地域力創造アドバイザー事業 地域再生専門家による水源の里集落の現状把握や地元調整を実施	綾部市
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（地域間交流）	○観光資源発信事業 農家民宿等を活用した関係人口の創出	綾部市

（５）綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

3 産業の振興

（１）農林業・内水面漁業

① 現況と問題点

ア 農業

綾部市の水田面積は耕地面積の約 88%を占めており、水稻を中心に麦、小豆などの土地利用型作物や野菜、茶、畜産などを組み合わせた複合経営による農業が行われている。水稻の作付面積は年々減少傾向にあり、需要に応じた生産や特色ある米づくりに取り組んでいるところである。

中山間地域である綾部市は、大型農業機械等を使用した効率的な生産や用水確保が困難なほ場が多く、野生鳥獣による農作物への被害、豪雨や大雪の災害に見舞われるなど生産条件が不利な中にある。近年は、夏期の高温・干ばつなどにより栽培環境の変化が著しく、水稻をはじめこれまでの

栽培方法では生産が困難な状況が顕在化してきている。加えて、農業者の減少・高齢化、担い手不足等により、離農や遊休農地の発生が懸念され、農業の振興を図ることを目的として整備された施設は、老朽化が進んでいるところでもある。さらに、農業を取り巻く環境は、資材費高騰対策や海外輸入に依存する農産物の国内産作物への転換など、課題は山積している状況である。

このような状況の中、綾部市では、集落挙げて農業・農村の多面的機能の発揮・促進に努めるほか、農業用施設等の維持管理・更新、そしてその体制整備を進め、農地中間管理事業を活用した農地基盤整備により担い手への農地集積・集約を図るなど、生産基盤の強化が重要となっている。

今後、経営力強化のためにも、水田を活用し、実需に応じた生産や高収益作物への転換、特に京のブランド産品に登録されている野菜の生産奨励などに取り組み、農家所得の向上を図ることが必要である。

また、京都府の進める京都フードテック構想における京都府農林水産技術センター移転を促進し、遊休農地の有効活用やベンチャー企業が集まる環境づくりのための国家戦略特区の検討も必要である。

イ 林業

綾部市の森林は、全国的な傾向と同様に、戦後に植林した人工林が豊富な資源として利用可能な時期となっているが、森林作業道整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低下し、さらには木材価格の長期低迷により森林所有者の林業への関心の薄れと併せて、林業労働者の減少が続いている。

また、不在森林所有者の増加や高齢化などが追い打ちをかけ、森林の維持管理がされなくなってきたことから、森林が有する水源涵養機能や山地災害防止機能などの多面的機能の低下を引き起こしている。

こうしたことから持続可能な森林施業に向け、特に急務となっている人工林の間伐促進対策として、「川上」においては施業量増加を図るための支援を、「川中」では低コストで効率的な木材の流れの構築を、また、「川下」では、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進することが課題となっている。

さらには、2019（令和元）年度から始まった「森林経営管理制度」による森林整備推進のため、森林環境譲与税の効率的な活用と計画的な事業推進が求められている。

深刻化する野生鳥獣被害については、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退などが生じており、駆除と防除の両面で対策を講じているが、近年の狩猟免許所持者の高齢化や減少による捕獲活動の低下等により捕獲が伸び悩んでおり、有害鳥獣被害が拡大している。

そのような中、鳥獣被害の深刻化・広域化に対応することが重要であり、

防除だけでなく捕獲対策の強化のために、担い手の確保や高齢化した狩猟者の労力軽減を図っていくことが課題と考える。

丹波くりについては、生産者の高齢化による廃園や栽培を放棄した栗園の増加により、需要があるにもかかわらず栽培面積及び生産量が減少してきており、ピーク時の約 12 分の 1 にまで激減している。

このことから知名度あるブランド「丹波くり」の需要に応えるため、新規栗園開墾の支援、後継者育成等の施策及び、ブランド力を生かした生産振興の検討が必要と考える。

ウ 内水面漁業

綾部市の内水面漁業は、一級河川の由良川と、その支流の上林川の恵みを受け、古くから人々の生活や文化が育まれ、振興されてきたものである。昨今、河川の水産資源の重要性が再認識される中、その資源が枯渇しないよう、それぞれ漁業組合に増殖義務が課されている状況である。

内水面の生態系と生物の多様性に配慮しながら、水産資源の維持増大と遊漁を含めた利用の両立など多面的機能を発揮している一方、水産業を取り巻く環境は、組合員の高齢化を始め自然災害等による生育環境の悪化、カワウによる食害などが課題となっている。

表 2－1（１） 総農家数の推移

（単位：戸）

	平成22年	平成27年	令和 2 年
販売農家	1,571	1,278	938
自給的農家	1,230	1,104	992
計	2,801	2,382	1,930

表 2－1（２） 経営耕地面積規模別経営体数の推移

（単位：経営体）

	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～10ha	10ha以上	計
平成22年	1,257	223	57	34	25	15	1,611
平成27年	978	200	50	50	30	18	1,326
令和 2 年	697	158	38	41	25	24	983

表 2－1（3） 総農家数と経営耕地面積、林家数と保有山林面積
(単位：戸、ha)

	総農家数	経営耕地面積	林家数	保有山林面積
平成22年	2,801	1,763	1,235	4,706
平成27年	2,382	1,603	1,056	3,748
令和 2 年	1,930	1,335	866	3,168

② その対策

〈目指す目標〉

関係機関・団体と連携し、農林業の成長産業化を促進するための産業政策と、農林業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策に取り組むとともに、有害鳥獣対策を推進し農作物被害の軽減に努め、持続可能な地域農林業の仕組みづくりを推進する。

〈目標に向けた方策〉

- ・農業の生産基盤の整備と優良農地の確保
- ・農業の担い手の育成
- ・有害鳥獣対策の推進
- ・農・畜産物の生産振興
- ・林業の振興
- ・内水面漁業の振興

（2）商工業・就業

① 現況と問題点

商業は小売業や飲食業が中心で、他府県からも集客するなど個性ある魅力的な店舗がある。一方で、近隣への大型店舗の立地や電子商取引の普及など社会が変化するにつれ、後継者不在のまま事業主が高齢化する傾向にあり、事業の存続が厳しい状況にある。また、商店街の建物の多くが併用住宅のため、閉店後は空き店舗ではなく専用住宅として活用されやすい。シャッター通りになりにくい反面、住宅化が進めば商店街の維持が困難になる。事業者の育成や新規出店の促進、事業承継の機運醸成等、地域と商店街の持続的発展を図る必要がある。

工業は明治期からの製糸業の発展に伴い、ものづくり企業が集積しており、製造業が中心となっている。舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、J R 山陰本線と J R 舞鶴線が交差する要衝地で、京阪神地域や日本海側拠点港である京都舞鶴港へのアクセスが良い立地環境から企業進出が進み、工業団地に

は空き区画がない状況である。

一方で、人口減少や若者の市外流出による人手不足が課題となっている中、企業の事業拡大に伴う転勤等で従業員の流入が見込まれるが、住まいが不足している状況である。

このような中、物流拠点など新たな産業用地の確保とともに、既存企業の新たな事業展開の促進や経営基盤の強化を図るなど、経営力や技術力の向上を目指す必要がある。

また、ものづくり人材の育成を推進するとともに、求人情報等を広く求職者へ伝える必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

地域の特色を生かし、消費者のニーズにあった個性的で魅力ある商店街を形成するため、商業者の経営基盤の強化を図る。

また、北部産業創造センターを拠点に市内企業が連携し、ものづくり企業の経営基盤の強化や技術革新、新製品の開発など工業振興を図るとともに、企業誘致を推進し、雇用の場の確保を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・ 商工業の振興
- ・ 企業誘致の推進
- ・ 地元雇用の促進

(3) 観光

① 現況と問題点

綾部市には府北部の建造物で唯一の国宝に指定されている光明寺二王門や足利尊氏生誕の地として知られる安国寺などの歴史的観光資源に加え、美しい田園風景や豊かな自然など一定の観光資源はあるものの、観光地としての基盤整備の遅れや知名度の低さなどから観光入込客数や観光消費額が伸び悩んでいた。しかし、国が観光立国を提唱する中、綾部市においても舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道の整備に合わせ、大型観光バスでの観光誘客を図るためあやべグンゼスクエアの整備などハード面の充実を図るとともに、京都府及び近隣市町の連携による海の京都DMO、森の京都DMOに参画し、観光資源のブラッシュアップやスケールメリットを生かした観光誘客に取り組み、ピーク時の2016(平成28)年には観光入込客数も682,817人を数えていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により観光産業は大きな打撃を受け、2021(令和3)年の観光入込客数は341,264人にまで減少した。コロナ禍以降は、徐々に回復し、2024(令和6)年の観光入込客数は488,809人

と回復傾向にある。

このほか、綾部市の伝統的な産業である黒谷和紙の生産量が落ち込み存続が危ぶまれる状況のため、更なる育成と振興に努める必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

綾部市特有の貴重な歴史・文化や豊かな自然・農村文化などの観光資源を活用し、マイクロツーリズムによる安定的な観光客の確保と、海の京都、森の京都事業など、広域エリアでの一体的な観光振興を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・観光資源の活用と創造
- ・観光交流の促進

(4) 公園

① 現況と問題点

市内には都市公園をはじめ多くの公園・緑地を整備しているが、小規模で比較的簡易な公園が多くを占めている。

一方、子ども達の身近な遊び場の設置や住民の余暇や健康に対する要求は高まっており、多くの人に居住地として選んでもらえる良好な住環境づくりのためにも、公園の適切な維持管理とともに更なる充実が求められている。

また、市内外から人々が集う場所として、綾部市の特色でもある緑豊かな美しい景観と一体となり、市の魅力を発信する場としての機能の整備が求められている。

② その対策

〈目指す目標〉

遊びや憩いの場、災害時の避難場所となる公園の保全と活用により潤いのある生活環境の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・公園の整備

(5) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 (林業)	○林業センター改修事業 施設改修 一式	綾部市

(3) 経営近代化施設（農業）	○府営農地中間管理機構関連農地整備事業 農地基盤整備に対する負担	京都府
(4) 地場産業の振興（生産施設）	○黒谷和紙拠点施設整備事業 拠点施設整備 一式	綾部市
(7) 商業（共同利用施設）	○I・Tビル大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
(9) 観光又はレクリエーション	○都市交流拠点施設整備事業 施設整備 一式	綾部市
	○あやべ観光案内所施設改修事業 施設改修 一式	綾部市
	○あやべ温泉等施設改修事業 施設改修 一式	綾部市
	○都市公園整備事業 公園整備 一式	綾部市
(10) 過疎地域持続的発展特別事業（観光）	○観光施設等管理運営事業 あやべ温泉等観光施設の管理運営	綾部市
	○都市交流拠点運営事業 あやべ特産館等都市交流拠点施設の管理運営	綾部市

（６）産業振興促進事項

綾部市において、次に掲げる業種で事業の用に供する設備等の取得等をしたものについては、税制優遇措置を講じる。なお、産業振興に当たっては周辺市町との連携にも努める。

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和８年４月１日～ 令和１３年３月３１日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（１）～（３）の「②その対策」のとおり。そのほかの事業についても、地域の特性や企業の進出ニーズ等を踏まえながら、産業の振興を進める。

（７）綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

綾部市では、人口減少・少子高齢化が進む中、感染症・災害対応や働き方の変化も踏まえ、行政サービスの持続性確保と利便性向上のためDXの推進が不可欠となっている。オンライン申請やクラウド活用が進む一方、サイバー脅威の高度化により、従来型の境界防御だけでは十分ではなく、ID管理や最小権限等を重視するゼロトラストの考え方を踏まえた対策が求められる。

また、デジタル機器や通信環境、利用スキルの差により、住民がサービスを受けられる度合いに格差（デジタルデバイド）が生じており、「誰一人取り残されない」支援体制の整備が課題である。

(2) その対策

〈目指す目標〉

国においてICTを活用した電子行政サービスの提供等が進められている中、デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けた取組や効果的・効率的な行財政運営等を推進する。

また、ワンストップサービス等の市民サービスの向上を図る。

〈目標に向けた方策〉

- ・ 情報通信技術の活用
- ・ 市民サービスの向上

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（情報化）	○自治体DX推進事業 デジタルデバイドの解消や行政のデジタル化を推進	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 道路

① 現況と問題点

道路は、日々の暮らしや経済・社会活動を支える最も身近な社会資本であるとともに、災害時には避難や物資の緊急輸送に重要な役割を担っており、

特に、地域の活性化にもつながる幹線道路の更なる整備促進が望まれている。

また、市内道路については、道路網の整備促進に加え、生活道路の計画的な整備・改修及び市道橋の適切な維持管理が求められている。

ア 広域幹線道路の整備

綾部市は、舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道が交差する交通の要衝地にあり、京阪神都市圏をはじめ北陸地方との広域ネットワークを形成している。アフターコロナ時代において経済・観光の回復・活性化が期待される中、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道の全線4車線化、国道27号の市内未整備区間の早期改良が望まれている。

また、原子力災害時の避難路となる主要地方道小浜綾部線（大町バイパス）や一般府道上杉和知線（黒石峠）、市のまちづくりにも寄与する一般府道広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線を含む綾部環状道路の整備促進のほか、主要地方道福知山綾部線、綾部大江宮津線、綾部美山線、舞鶴和知線等の未改良箇所の整備促進などが求められている。

イ 生活道路の整備

生活道路については、引き続き市道野田須知山線の拡幅改良を進めるとともに、市道高津小貝線（高津踏切を含む）の改良に着手する。

今後も、緊急性や重要度などから計画的に道路の整備や改良を行うとともに、歩行者や車の安全を確保するため交通安全施設の整備を行う必要がある。また、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの適正な維持管理が求められている。

さらに、冬季の凍結や積雪に際し、歩行者や車の交通安全確保が必要である。

そして、農道・林道については、経営の安定確保や作業効率の向上を図るため、交通ネットワークの一部として整備や機能維持を図る必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

広域幹線道路網の整備促進及び生活道路の計画的な整備や適切な維持管理に努め、歩行者や車が安全で快適に移動できる道路環境の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・ 広域幹線道路網の整備促進
- ・ 生活道路の整備

（２） 交通

① 現況と問題点

バスについては、経営破たんした民間事業者の廃止代替路線を補完する形で、2005（平成 17）年 4 月に綾部市コミュニティバス「あやバス」の運行を開始した。以来、於見市野瀬線を除く 8 路線が綾部市立病院と J R 綾部駅に乗り入れ、市民の生活に欠かすことのできない移動手段として定着している。

年間乗車人数については、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、2024（令和 6）年度は約 17 万人にとどまっている。

また、高齢化等により、ラストワンマイル、公共交通空白地解消の必要性が高まっており、タクシー事業者などの地域交通事業者との連携や地域が主体となった移動手段の導入支援に加え、地域ニーズに沿った新たな交通手段の確保が必要となっている。

鉄道については、綾部市は J R 山陰本線と J R 舞鶴線の結節点となっており、交通網の要となっている。2010（平成 22）年 3 月に京都－園部間の複線化が完成し、一定の利便性の向上が図られたが、園部以北についても引き続き、更なる利便性を向上させるため、複線化や I C カードの全駅導入など、利用者の増加や利便性の向上に向けた取組を促進しなければならない。

今後は、京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）や J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（京都府、綾部市、南丹市、京丹波町）で策定した公共交通計画や、2022（令和 4）年度に策定した綾部市地域公共交通計画に基づき、利用者の満足度を高めるための交通手段を確保する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

あやバスの安全で利便性の高い運行を推進するとともに、交通空白地有償運送の運行支援によりラストワンマイルの移動手段の確保や将来にわたり持続可能な公共交通の確保に努める。

また、鉄道の利用促進を図り、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・バス運行の充実
- ・鉄道の充実
- ・ラストワンマイルの移動支援

（３）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 (道路)	○道路改良事業 生活道路改良・舗装 一式	綾部市

	○市道野田須知山線整備事業 道路拡幅改良 一式	綾部市
	○市道高津小貝線整備事業 道路拡幅改良 一式	綾部市
	○排水路整備事業 排水路整備 一式	綾部市
	○道路照明施設整備事業 道路照明補修・交換 一式	綾部市
(1) 市町村道 (橋りょう)	○橋りょう長寿命化対策事業 橋りょう点検・修繕 一式	綾部市
(6) 自動車等 (自動車)	○交通空白地有償運送事業 地域主体のNPO法人等が実施する交通空白地有償運送事業の用に供する車両の取得に対する補助	綾部市
(8) 道路整備機械等	○除雪対策事業 除雪機械整備等 一式	綾部市
(9) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	○あやバス運行事業 あやべ市民バスの運行に係る委託等	綾部市
	○綾部市地域公共交通活性化協議会事業 綾部市地域公共交通活性化協議会が実施する各種補助金に対する補助	綾部市

（４） 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

6 生活環境の整備

（１） 上水道事業

① 現況と問題点

上水道事業は、給水を開始してから 70 年以上が経過し、老朽化の進行による施設の更新需要の増大、大規模災害への対応、人材・技術力確保、水需要の低下による料金収入の減少などの問題が生じている中、2024（令和 6）年度に策定した綾部市水道事業ビジョンに基づき持続・安全・強靱を柱に事業を実施している。

今後事業を継続していくため京都府が策定した京都水道グランドデザインに基づき、京都府北部 5 市 2 町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）は、官民連携手法導入の可能性についての検討を進める。

② その対策

〈目指す目標〉

安全で強靱かつ持続可能な水道事業の運営に努め、市民に安全で安心な水

を安定的に供給する。

〈目標に向けた方策〉

- ・上水道の運営と整備

（２）下水道事業

① 現況と問題点

公共下水道事業においては、公共下水道整備計画区域内の未普及地における早期完成に向けた管渠整備の促進を図らなければならない。また、ストックマネジメント計画に基づく処理場等下水道施設の改築・更新を計画的に実施していかなければならない。さらに施設等の広域化・共同化に向けた検討を行い維持管理費の削減に努めていかなければならない。

農業集落排水事業においては、整備が完了し維持管理主体の事業となることから、適正な水質管理を行うために、長寿命化計画等により、老朽化する施設を効率よく維持管理できるよう、検討・実施していかなければならない。

浄化槽設置事業については、広報等により事業啓発等を行い、生活環境整備を進めるため、更なる普及を進めていく必要があるが、一方で維持管理において多額の費用が必要となるため、財源確保が重要な課題となる。

いずれの事業においても、多額の費用が必要となるが、今後、公共下水道事業・浄化槽設置事業の整備が進むことで、普及率・水洗化率の向上による使用料の増収は見込めるものの、人口減少による水需要減少や節水器具の普及などにより、使用者当たりの有収水量は減少することが予想される。

今後事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況が見込まれる。

② その対策

〈目指す目標〉

市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、新綾部市水洗化総合計画を基本に地域の特性に応じた手法で、計画的・効率的な整備の推進により、水洗化の普及拡大に努め、快適で住みよい環境づくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・公共下水道の整備
- ・農業集落排水の運営
- ・合併処理浄化槽の整備

（３）廃棄物処理

① 現況と問題点

ごみ減量とリサイクルについては、綾部市リサイクル推進員や綾部市環境

市民会議とも連携する中で、その推進に努めており、可燃ごみは減少しているが、不燃ごみは横ばいといった状況にある。

市のごみ処理については、分別の徹底によるごみ減量と3Rの推進を行うとともに、施設を計画的・適切に維持管理し、安定したごみ処理を行っていく必要がある。

また、し尿処理については、公共下水道等の整備や人口減少が進む見込みの中、老朽化している施設の今後の在り方等を検討していく必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

環境への負荷を低減する暮らしの実現に向けて、市民や地域全体で環境保全活動に取り組んでいく社会の構築を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・廃棄物の適正処理
- ・し尿・浄化槽汚泥の適正処理

(4) 斎場・共葬墓地

① 現況と問題点

斎場や墓地は社会生活において必要不可欠な施設であり、遺族や関係者にとってやすらぎと尊厳のある施設として利用されており、良好な環境を保つための維持管理が求められる。

今後も、計画的な改修・適切な維持管理により安全な稼働を行う必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

厳粛な儀式にふさわしい施設として、斎場・共葬墓地の適正な管理運営に努める。

〈目標に向けた方策〉

- ・斎場・共葬墓地の管理運営

(5) 防災

① 現況と問題点

近年、大規模な自然災害が毎年のように全国で発生しており、地震や土砂災害等による不測の事態はいつ起こるか分からない状況である。また、新たな感染症に対する対応の強化も必要になっている。

また、脅威は自然災害だけではない。綾部市は高浜、大飯発電所のUPZ

圏内に位置しており、起きてはならない原子力災害に備える必要がある。また、昨今の国際情勢の緊張の高まりにより、日本近辺を含めた世界各地で武力紛争等が発生している。これらの脅威から市民の生命や財産を守る責務がある。

こうした状況の中で、全国的な防災意識は以前にも増して高まっており、災害に強いまちづくりを行っていくには、地域や関係機関とのつながりによる地域防災力の向上が重要になっている。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、綾部市に甚大な被害をもたらし、河川の増水や内水による住家の浸水や道路、河川、農地・農業用施設、林道の損壊・損傷などのほか、東八田地区の施福寺では、土砂災害により家屋が倒壊し、3 人の方が亡くなられた。

二度とこのような悲劇を繰り返さないよう、防災対策の基本指針となる綾部市地域防災計画を定期的に見直し、地域の強靱化を図る上での計画目標やリスクなどへの対応方策を定めた綾部市国土強靱化地域計画をもとに防災体制の強化に努めるとともに、自主防災活動の育成・支援を行うことにより、少子高齢化、過疎化が懸念される自主防災力の強化を図っている。

同時に、情報発信体制の整備、備蓄物品の充実、公共施設の改修などのハード対策や、ハザードマップによる災害リスクの理解促進や避難行動タイムラインの作成推進などを行うことにより、いつ起きるか分からない災害への備えを充実させている。

② その対策

〈目指す目標〉

頻発化・激甚化する自然災害による被害を軽減するため、防災・減災対策事業の推進や防災関係機関などと連携した危機管理体制の強化を図るとともに、防災訓練を実施するなど、市民の防災・減災意識を高める取組を推進する。

また、市民・事業者・行政が一体となって「自助」「共助」「公助」による防災力の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・ 防災体制の強化
- ・ 災害予防対策の推進
- ・ 建築物の防災対策

(6) 消防

① 現況と問題点

消防体制は、国の示す「消防力の整備指針」をもとに整備強化に努めるとともに、消防本部として消防署、上林出張所、西部出張所を配置し消防団と

相互に連携を図りながら地域の消防体制を維持している。

常備消防においては、消防・救急活動や火災予防思想の普及や防火意識の高揚などに努めるとともに、車両、資機材の計画的な更新や施設の年次的な整備、適正な維持管理を図ることにより、消防・防災体制の充実強化に努めている。

消防力や救急体制の充実強化に向けて、近年の複雑多様化、高度化する各種災害に対応できるよう職員の技術向上、専門知識の習得を計画的に推進し、消防力の維持向上を図っていく必要がある。また、防災拠点である消防施設や車両、資機材の維持、整備を計画的に進める必要がある。

非常備消防においては、消防団は地域防災力の要として重要な役割を担っており、各種訓練や研修を行い団員の安全管理体制の強化や消防団協力事業所、消防団応援の店制度の導入により活動環境を改善し、消防団施設や車両など年次的な整備を図るとともに消防団員の確保に努めている。しかし、近年では過疎化、少子化による団員の高齢化や団員数が減少し、団員の維持・確保が大きな課題となっている。今後も訓練や研修により資質の向上を図り消防団の充実強化に努めながら地域防災力の向上を図っていく必要がある。

消防水利においては、国の示す「消防水利の基準」を指針として整備強化を年次的に進めており円滑な消防活動の確保に努めているが、消防水利の設置が十分でない地域や設置から年数が経過しているものもあり、消防活動に支障を生じないため計画的に整備する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

市民の生命、身体及び財産を守るため、火災や事故、自然災害、救急業務に対し、計画的な人材育成や消防資機材の整備を図るとともに、関係機関との連携や市民との協働による消防救急体制の確立に努め、安全・安心なまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・防火安全対策の推進
- ・消防本部体制の強化
- ・消防団体制の確保
- ・救急・救助体制の強化

(7) 交通安全・防犯

① 現況と問題点

綾部市における交通事故件数は増加傾向にあり、高齢者が関係するものが多く発生している。

犯罪認知件数についても増加傾向にあり、未施錠による盗難被害が多く発

生している。また、特殊詐欺の予兆電話は依然多く、高額な被害も発生している。

こうした事故や犯罪に遭わないよう、綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会は、警察署をはじめ各関係機関と連携し、意識向上につながる街頭啓発活動や広報媒体を利用した広報活動を積極的に行っている。

② その対策

〈目指す目標〉

特殊詐欺や闇バイト、あおり運転をはじめとする悪質な事件や事故にあったり、市民が犯罪被害に巻き込まれたりしないように地域や行政、警察などが一体となって、交通安全や防犯意識の向上に努める。

また、複雑・多様化する消費者被害の解消に向けて消費生活に関する意識の啓発や相談体制の強化を図るなど、安全で安心して暮らせる地域社会を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・交通安全対策の推進
- ・防犯対策の推進
- ・消費生活の安全確保

(8) 住環境

① 現況と問題点

市全体の人口減少、高齢化や過疎化は進行し、人口の減少は市街地でも見られる状況となっており、商業・業務施設や各種の都市機能は一定中心市街地に集積しているが、空き地や空き家などの増加により空洞化が進み、人口の低密度化が進んでいる状況である。

このまま市街地の低密度化が進行すると、市民生活を支えるサービス施設の維持に必要な利用圏人口の確保が困難となる恐れがあり、市全体の活力低下が懸念されていることから、新たな住宅地の整備などによる人口増加対策が必要となっている。

また、市内立地企業の人手不足により、有効求人倍率は高い水準となっており、市内の従業員向けアパートなど住まいの確保が課題となっている。

また、農村地域においては各地区の中心地を核としたコンパクトな生活圏を形成しているが、日用品などを販売する店舗もほとんど見られない状況にあり、地域コミュニティの衰退が危惧されている。このため、土地利用の可能性を広げ地域特性に応じたまちづくりを推進しているが、生活に必要な各種の機能を確保するため、都市機能が集積する中心市街地とのネットワークの維持・確保が課題となっている。

市営住宅については、綾部市営住宅基本計画に基づき新たな住宅の整備を

計画的に推進し、府営住宅とあわせ、適正な公営住宅戸数を確保する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

都市機能の充実を図り魅力ある中心市街地を形成するとともに、農村地域の豊かな自然を生かした生活環境の保全により、誰もが快適に暮らせる持続可能なまちを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・計画的な土地利用
- ・市街地の整備
- ・住環境の整備

(9) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境 の整備	(2) 下水処理施設 (公共下水道)	○公共下水道整備事業 公共下水道整備 一式	綾部市
		○下水道整備長寿命化対策事業 浄化センターの電気設備等の改築更新、水処理施設の改修	綾部市
	(2) 下水処理施設 (その他)	○特定地域生活排水処理事業 合併処理浄化槽整備計画区域の水洗化を促進	綾部市
		○農業集落排水処理事業 施設整備 一式	綾部市
		○汚水処理効率化事業 し尿等の公共下水道への受け入れに必要な施設の建設	綾部市
		○合併処理浄化槽設置費補助事業 生活雑排水による水質汚濁を防止するための浄化槽設置に対する補助	綾部市
	(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	○クリーンセンター大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(4) 火葬場	○斎場改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(5) 消防施設	○消防車両整備事業 消防車両・救急車両等整備 一式	綾部市
		○防災基盤整備事業 消防施設整備 一式	綾部市
		○消防団施設整備事業 消防団施設整備 一式	綾部市

		○衛星通信系防災情報システム整備事業 防災情報システム設備整備 一式	綾部市
		○通信機器整備事業 消防救急通信指令システム設備整備 一式	綾部市
		○京都府中・北部地域消防指令事務協議会事務事業 京都府中・北部地域共同運用に係る整備 一式	綾部市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（生活）	○飲用井戸等整備補助事業 飲用井戸等の給水施設整備及び水質検査に対する補助	綾部市
	(8) その他	○普通河川等整備事業 河川整備 一式	綾部市
		○拠点避難所等資機材整備事業 避難所整備 一式	綾部市
		○防災行政無線整備事業 防災行政無線整備 一式	綾部市

（10）綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）子育て環境の確保

① 現況と問題点

人口の減少や出生率の低下による急速な少子化、核家族化、人間関係の希薄化等が進み社会全体において子育て力が低下する中で、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、子育ての経済的な負担や不安、孤立感等、様々な問題を抱えており、保育料負担の軽減など更なる子育て支援が求められている。綾部市では、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援新制度を踏まえ、あやべっ子すこやかプラン（第3期綾部市子ども・子育て支援事業計画、第4期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画及び綾部市第2期こどもの貧困の解消に向けた対策計画）を策定し、子どもの育成や子育て支援施策を総合的・計画的に進めている。また、2026（令和8）年には、綾部市こども計画を策定した。

市内に9か所ある保育所・認定こども園については、待機児童は発生していないものの、保育ニーズの多様化、施設の老朽化に対応するため、各園が実施する施設改修等を断続的に支援する必要性が生じている。児童館・児童センターについても施設の老朽化、設備や機能の陳腐化が顕著で、計画的な施設改修や設備等の更新が必要である。

また、すべての子どもたちが社会の保護のもとに育成されるように、児童

虐待防止等のための関係機関のネットワークや地域の連携体制の充実が求められており、ひとり親家庭に対しては、子育て、就労など生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、様々な悩みや不安の解消と自立を促す取組が必要である。

障害や発達に支援が必要な子どもに対しては、一人ひとりの障害等の状況に応じた適切な保育・療育・教育を推進するとともに、養育する保護者が安心して子育てができる支援体制の充実が必要である。

このほか、核家族化や女性の社会進出、住民ニーズの多様化に伴い、放課後子ども総合プランに基づく放課後学級の充実が望まれており、子育て世代への支援や、放課後における児童の健全な育成という観点から、綾部市では、全小学校区に放課後学級を整備したところであるが、施設の老朽化や支援員の確保などの課題に対処する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

総合的、計画的な子育て環境の充実に努め、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目ない支援を行い、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、それぞれの子どもの個性と可能性を育むことができる地域社会を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・啓発活動・相談体制の充実
- ・子育て支援体制の充実
- ・保育環境等の充実
- ・発達支援施策の推進
- ・ひとり親家庭の自立支援

(2) 高齢者等の保健及び福祉

① 現況と問題点

2020（令和2）年国勢調査の綾部市の高齢化率は38.7%で、全国の高齢化率28.6%や京都府の高齢化率29.3%と比べて約10%高く、高齢化が著しく進んでいる。2024（令和6）年度からスタートした第10次綾部市高齢者保健福祉計画の将来人口推計においても、総人口及び高齢者人口は既に減少傾向にあるものの、高齢化率は上昇を続け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、40%を超えると見込んでいる。

そのような状況の中、要介護状態になっても、住み慣れた地域で高齢者が自分らしく尊厳を持って暮らしていけるように、医療や介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を、より機能的に連携する中で、介護予防・日常生活支援総合事業や共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策を推進する必

要がある。

また、保健事業と介護予防等の一体的実施による健康寿命延伸に取り組むほか、サービス基盤整備は、中長期的な人口展望及び綾部市の地域特性を踏まえた利用ニーズ等に基づく量的な整備目標を設定し、実施する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

高齢者の「健康寿命」の延伸や社会参加などを促進するとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進を目指す。

市民が主体的に健康づくりに取り組み、健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療を図るため、特定健康診査や各種がん検診の受診率が向上するよう、地域・企業と共に支援するまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・ 高齢者福祉サービスの推進
- ・ 高齢者の社会参加・健康づくりの促進
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 保健予防の推進

(3) その他福祉

① 現況と問題点

社会福祉の分野については、近年の複雑・多様化する福祉的課題に対して、各種福祉制度の創設や見直し等により公的サービス等の充実を図る一方で、社会福祉施設やボランティア、自治会組織や行政など多様な組織が連携し、それぞれの地域の特性に合わせて、お互い支え合い、つながり合える自助、互助、共助、公助による地域づくりが進められてきた。

加えて、綾部市では 2025（令和 7）年に「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、計画に定める事業を推進することで庁内関係課や関係機関・各種団体等との連携や、地域住民の多様な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めている。

障害者福祉の分野については、綾部市には 3 千人を超える障害のある人がおられ、その障害の種別や程度は様々で一人ひとり違いがあるが、社会の中で普通の暮らしをする際に、多くの障壁に直面する。その障壁は事物、制度、慣行、観念と多岐にわたり、障害のある人の困りごとはこれらに大きく左右されることから、様々な分野で社会的障壁を除去・軽減することが必要となっている。

自殺対策の分野においては、綾部市の自殺率は全国平均を下回っているが毎年一定数を占めている。2022（令和 4）年度に市民を対象に実施した「こ

ころの健康に関する市民意識調査」では、「自殺対策は自分自身に関わる問題である」と考えていない市民の割合が 50%を超えており、今後も継続して誰もが自殺の当事者となりうることについての理解や自殺に関する正しい知識を広める必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

自助、互助、共助、公助の取組や支援により、高齢者や障害のある人をはじめとするすべての人が、社会を構成する一員として尊重し合い、生きがいを持って暮らせるなど、誰もが住みよい地域共生社会の実現を目指す。

障害のある人が自らの意思で社会活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう、あらゆる方面からの支援に努める。

また、綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例の理念に基づき、誰もが障害の有無に関わらず、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・地域共生社会の理念の普及
- ・地域福祉活動の推進
- ・誰もが住みよいまちづくり
- ・生活困窮者に対する支援
- ・障害福祉サービスの推進
- ・地域共生社会の実現に向けた取組の促進

(4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (保育所)	○物部保育園改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(1) 児童福祉施設 (児童館)	○児童館改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 高齢者福祉施設 (その他)	○清山荘改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	○保健福祉センター改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(9) その他	○福祉ホール改修事業 施設改修 一式	綾部市

(5) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市内の医療機関は、市立病院 1 施設、市直営診療所 3 施設、民間病院 2 施設、民間診療所 14 施設。歯科診療は、市直営診療所 1 施設、民間診療所 11 施設という状況であり、病床数は病院、診療所合計 393 床を有している。

綾部市立病院は、一般病床 199 床（うち地域包括ケア病床 50 床）を有する、かかりつけ医機能をもった地域密着型病院として地域医療を守り、救急告示病院として救急、休日診療業務を行っている。綾部市における救急医療を一手に担い、急性期の地域中核病院としての役割を担っている。一方、高齢化が進行する中で回復期、慢性期病床を望む傾向がありニーズに応える形で 2016（平成 28）年 5 月から回復期の地域包括ケア病棟を導入した。高齢化が急速に進み医療ニーズが多様化、複雑化する中において中丹医療圏域の連携は更に重要となる。

市立診療所は、周辺地域における医療機能として大きな役割を担っているが、人口減少等に伴う利用者の減少や移動手段、人材確保など医療提供体制に課題があり、かかりつけ医の定着を促進するなど、持続可能な地域医療の確保が必要である。

地域包括ケアシステムの構築においては、限られた医療資源の中、在宅医療を担う診療所、訪問看護、訪問リハビリと介護施設・介護サービスとの連携を密にする必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

高齢化が急速に進み、医療ニーズが多様化、複雑化する中で、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう綾部市立病院と中丹医療圏域の病院や診療所と連携し、医療体制の確保を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・地域に即した綾部市立病院運営
- ・地域医療体制の充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 (病院)	○市立病院改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○医療機器購入及び更新事業 既存機器の更新及び新規導入 一式	綾部市
		○大型医療機器整備事業 大型医療機器更新 一式	綾部市
		○情報通信機器・システム整備事業 システム更新 一式	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

9 教育の振興

(1) 幼稚園・学校教育

① 現況と問題点

教育施設は、幼稚園 1 園、小学校 10 校、中学校 6 校である。そのうち幼稚園 1 園と中学校 1 校は同一施設を使用し、2 校は施設一体型小中一貫校として 2015（平成 27）年 4 月、2017（平成 29）年 4 月に開校した。

園児・児童・生徒数は、2025（令和 7）年度で幼稚園が 16 人、小学校が 1,318 人、中学校が 714 人、計 2,048 人であり、2005（平成 17）年の 3,304 人と比べると約 38%減少している。2031（令和 13）年度には小・中学生の人数は 1,680 人となる見込みである。

児童・生徒数の減少に伴い、綾部市では現在 3 小学校において複式学級を設置しているが、保護者や地域住民から複式学級解消の強い要望がある。

学校の選択肢を広げ、少人数教育や学年間の交流で一人ひとりの成長を支援しつつ、小規模校の児童数の増加や学校の存続を通じて地域社会の維持に寄与するため、令和 8 年度から「小規模特認校制度」を導入した。

生徒指導、不登校、学力、特別支援教育の 4 つの教育課題を解決するため、あい紡ぎプランを策定し、「キャリア教育」を軸とした「ふるさと教育」「国際理解教育」を特色とした小中一貫教育を実施している。各校においては、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、一人ひとりの子どもには、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付け、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養を進めている。これらの様々な取組を推進することにより、市外の方からも選ばれる教育環境日本一を目指している。

学校施設の老朽化に伴い、2020（令和2）年度に長寿命化計画を策定し、校舎や屋内運動場の躯体、空調設備更新やトイレ改修のほか、肢体不自由や医療的ケアを要する子どもが在籍することからバリアフリー法に基づくエレベーター設置等計画的な改修や整備を行い、園児・児童・生徒が安全に安心して過ごせる教育環境の実現に努めている。また、学校プールの維持管理経費を抑えるため、一部の学校では水泳授業を民間施設で行っている。

学校給食は、京都府内で唯一、全校で自校調理方式を実施しているが、調理施設設備の老朽化が課題となっている。

② その対策

〈目指す目標〉

幼児期での教育の重要性を踏まえ、教育や指導内容の充実を図り、幼児一人ひとりの個性と豊かな情操、基本的生活習慣などを育成できる幼稚園教育を目指す。

また、小・中学校教育については、豊かな人間性を培う心の教育の充実に努めるとともに、教育・指導内容の充実を図り、質の高い学力の向上に努める。そして、「キャリア教育」を軸とした小中一貫教育の推進により生きる力を育むとともに、「ふるさと教育」「国際理解教育」を推進するなど魅力と特色のある開かれた学校づくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・教育・指導内容の充実
- ・特色ある学校づくり
- ・教育環境の整備

（2）社会教育

① 現況と問題点

社会教育施設は、公民館、図書館、天文館、資料館があり、社会教育活動の場として利用されている。

公民館は、身近な生涯学習施設として、子どもから高齢者まで世代を超えた地域づくりの拠点としての役割を担い、様々な学習機会の提供や、地域学校協働活動による事業展開を図っている。しかし、施設の老朽化に加え、利用者の高齢化や参加者の減少・固定化などの課題がある。

図書館は、次代の子どもたちの育ちを支えるため、ブックトークやお話会など、子どもの読書活動推進のための様々な事業に取り組んでいる。整備された環境を最大限に活用し、多様化する市民ニーズに対応するため、幅広い資料の収集など、知識の拠点施設として生涯を通じて読書に親しむことのできる環境整備が一層必要である。

天文館は、1995（平成7）年開館当初から科学や天文学だけでなく子ども

たちの興味を育てる様々な事業展開を図り幅広い世代の利用があるが、展示機器や設備が老朽化しており、利用者のニーズに対応した設備等の充実を図る必要がある。

資料館は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群を保護するとともに活用を図っている。しかし、施設の老朽化が進んでおり、利用者のニーズに対応した設備等の充実や、文化財保護に必要な施設整備を図る必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

社会教育施設の機能の充実を図るとともに、学びや活動を通じた人と人とのつながり・絆づくりに取り組み、生涯学習社会の実現に向け「市民一人1学習」を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・社会教育活動の推進
- ・図書館活動の充実
- ・天文館活動の充実
- ・文化財の保護

(3) スポーツ

① 現況と問題点

高齢化や生活様式の多様化が進み、豊かで健康な暮らしのための健康づくりへの関心も高まる中、生涯スポーツ社会の実現や個々の目標達成に向けた競技スポーツの取組を目指して「市民一人1スポーツ」の普及に努めてきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、身体を動かす機会も減少してきており、引き続き、子どもから高齢者まで市民の誰もが自分に合ったスポーツに参加でき、生涯にわたりスポーツに親しみ、交流することができる環境づくりの推進が求められている。

併せて、スポーツ施設の老朽化が進む中、機能充実や利便性向上を図るため、計画的な施設・設備の改修・更新が必要である。

② その対策

〈目指す目標〉

市民の誰もが、それぞれのライフ・ステージに応じてスポーツに親しみ、いつまでもスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進する。

また、スポーツの力で、人と街の活性化と都市との交流を進めるとともに、「市民一人1スポーツ」の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・生涯スポーツの振興
- ・競技スポーツの振興
- ・スポーツ環境の充実と交流促進

(4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	○小・中学校大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(1) 学校教育関連施設 (スクールバス・ボート)	○スクールバス更新事業 スクールバス更新 一式	綾部市
	(3) 集会施設、体育施設等 (公民館)	○各地区公民館改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○中央公民館改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 集会施設、体育施設等 (集会施設)	○人権福祉センター改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○田野コミュニティセンター改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○高津コミュニティセンター改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○宮代コミュニティセンター改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	○高倉公園改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 集会施設、体育施設等 (その他)	○天文館改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○資料館改修事業 施設改修 一式	綾部市

(5) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化、人口減少により地域の活力が衰退する中、担い手不足が進行す

る地域においてはコミュニティの機能維持や人材の育成・確保が極めて困難な集落がある。

地域の活性化に向けた取組は喫緊の課題であり、地域の特性や独自性を尊重しつつ、地域と行政、民間団体等との協働によるまちづくりの推進が重要となっている。

こうした状況が特に深刻化し、集落自体の存続が危機的状況に直面している集落に対しては、水源の里条例に基づき、地域住民が自主的・自発的に行う活動を支援するとともに、更なる地域の振興と活性化を図るための体制及び機能強化が必要である。

また、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを応援するため、人的支援を図りつつ、地域振興を目的とした地域住民組織や地域運営組織といった多機能型組織の形成や地域間連携の促進を図る必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

地域の特性や独自性を尊重した自治会活動や市民団体などが行う地域活動を支援し、地域コミュニティを支える人材育成を進め、市民・団体・事業者が積極的に参加する協働参画のまちづくりを推進する。

〈目標に向けた方策〉

- ・地域の活性化に向けた市民活動等の支援
- ・ボランティア活動の支援

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(3)その他	○コミュニティ助成事業 住民主体のコミュニティ活動を推進するため、地域住民が実施する事業に対する補助	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

綾部市では、(公財)京都府中丹文化事業団や綾部市文化協会等と連携し、文化・芸術等に親しむ機会を提供するとともに、優良建築物活用事業や綾部市美術展の開催など、市民の文化活動の支援に努めてきた。

しかし一方で、文化関係団体の後継者不足などが課題となっており、若い世代の参画等を促進することが求められている。

今後も、文化関係団体等と連携し、後継者の育成や自発的な市民の文化芸術活動を支援するとともに、優れた文化・芸術活動に触れる機会の拡充や事業内容の一層の充実を図る必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

文化・芸術が、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにする重要性を踏まえ、多くの市民に、文化や芸術に触れ親しむ機会の充実を図り、「市民一人1文化」の推進により、心豊かな人づくり、文化のかおるまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・文化・芸術活動の促進
- ・文化拠点施設等の活用

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業（地域文化振 興）	○未来へつなぐ 文化のかおるまち推進事業 文化のかおるまちづくりを目指し、関係団体と連携による事業を実施	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行に伴い、台風の巨大化や集中豪雨などの異常気象が多発し、安全・安心な生活が脅かされている。

また、過疎化・高齢化の進行による農地・山林の荒廃、水源涵養機能の低下など環境・防災に係る問題が顕在化している。

東日本大震災やロシアによるウクライナ侵攻を契機に、化石燃料への過度な依存がエネルギー安全保障や価格変動の面で大きなリスクとなることが改めて明らかとなった。

再生可能エネルギーの普及や省エネルギーなどの推進は喫緊の課題である

ことから綾部市では 2021（令和 3）年 9 月にゼロカーボンシティ宣言を行った。今後、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させる必要がある。

（２） その対策

〈目指す目標〉

地域資源の最大限の活用及び市民・事業者などの多様な主体との連携により、2050 年までに CO₂ 排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・環境保全活動及びゼロカーボンの推進

（３） 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(3) その他	○ I・T ビル大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○ あやべ温泉等施設改修事業 施設改修 一式	綾部市

（４） 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

事業計画（令和８年度～令和１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	○水源の里活性化事業 集落の再生と活性化を目的とする事業等を実施	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○移住立国プロジェクト事業 移住・定住に対する市全体の協力体制の強化と移住候補地としての情報発信を強化	綾部市	
		○中学生みらい会議事業 ふるさと教育を通じて綾部の良さを学ぶことで、Ｕターン就職や定住を促進	綾部市	
		○空き家登録促進事業 市内の宅地建物取引業者と連携して空き家バンクへの登録を促進	綾部市	
		○定住サポート拡充事業 あやべ定住サポート総合窓口のサテライトオフィスの運営や各種セミナーを実施	綾部市	
		○あやべ3040成人式開催事業 ＵＩターン促進、地域経済の活性化のため、30歳及び40歳の成人式開催に対する補助	綾部市	
		○新婚生活支援事業 希望年齢で結婚ができる環境づくりのため、新生活のスタートアップを支援	綾部市	
		○農村都市交流活性化事業 農村都市交流の促進を図るため、地域おこし協力隊を配置	綾部市	
		○地域力創造アドバイザー事業 地域再生専門家による水源の里集落の現状把握や地元調整を実施	綾部市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（地域間交流）	○観光資源発信事業 農家民宿等を活用した関係人口の創出	綾部市	
		○都市交流拠点運営事業 あやべ特産館等都市交流拠点施設の管理運営	綾部市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（情報化）	○自治体DX推進事業 デジタルデバイドの解消や行政のデジタル化を推進	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	○交通空白地有償運送事業 地域主体のNPO法人等が実施する交通空白地有償運送事業に対する補助	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○あやバス運行事業 あやべ市民バスの運行に係る委託等	綾部市	
		○綾部市地域公共交通活性化協議会事業 綾部市地域公共交通活性化協議会が実施する各種補助金に対する補助	綾部市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（生活）	○飲用井戸等整備補助事業 飲用井戸等の給水施設整備及び水質検査に対する補助	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（地域文化振興）	○未来へつなぐ 文化のかおるまち推進事業 文化のかおるまちづくりを目指し、関係団体と連携による事業を実施	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ